

ボランティア等・関係機関とのより効果的な連携

■資料内容

事務連絡 大阪府北部を震源とする地震での片付けごみの対応について（事務連絡）

事務連絡 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について（周知）

別添 1 災害廃棄物の分別・排出方法の地域住民等への周知の事例

別添 2-1 発災時の宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る国から被災自治体への支援制度

別添 2-2 障害物の除去

別添 2-3 災害廃棄物処理事業の概要について

別添 2-4 【参考】 堆積土砂排除事業の概要

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 6 日

災害廃棄物府県担当者 御中

近畿地方環境事務所
廃棄物・リサイクル対策課

大阪府北部を震源とする地震での片づけごみの対応について（事務連絡）

被災家屋からの片づけごみの排出は、ボランティアの手によって行われている場合も多く、その回収には、市の収集運搬部門との連携が必要になってきます。ボランティアの方々は、大阪府下の他自治体や他府県から来ていただいているケースも多いため、被災市において片づけごみの臨時収集や災害ごみのごみ出しルールを知らない場合があり、改善が必要となっています。このため、大阪府の被災市においては、次の事項について、ご留意をお願いします。

- ボランティア向けの周知の必要性があることから、これまでの HP、新聞等による周知に加え、臨時収集を含む現在のごみ出しルールや問い合わせ先を記載したペーパーを作成し、配布することを検討してください。
- 社会福祉協議会へのニーズのうち、片づけごみに関するものについては、社会福祉協議会から随時情報を市に伝えていただけるよう要請してください。
- 市は、その情報に基づいた収集計画を立て、効率的な収集運搬を実施するよう検討をお願いします。
- まずは、各市と社会福祉協議会で緊密に連携して対応していただくが、その上で各市の収集運搬車両では収集することが困難となる事態が発生しうる場合には、大阪府を通じて収集運搬車両の現地派遣等の支援要請を行ってください。

事 務 連 絡

平成 31 年 4 月 8 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）御中

各都道府県社会福祉協議会御中

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク正会員団体御中

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク技術専門委員会御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室長

社会福祉法人全国社会福祉協議会

特 定 非 営 利 活 動 法 人

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について（周知）

平素より防災・災害廃棄物行政の推進に御理解・御尽力いただき、誠にありがとうございます。

片付けごみなどの災害廃棄物の撤去等については、被災された住民の健康への配慮や安心・安全の確保、一日も早い生活再建のために、迅速な対応が必要です。このため、市区町村の廃棄物部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNP0・ボランティア団体が、日頃から情報共有を進め、発災時には緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応することが極めて重要となっております。

つきましては、災害廃棄物の撤去等における関係者のより効果的な連携体制の構築に向けて、以下の取組を実施いただきたく、御連絡いたします。

なお、都道府県及び都道府県社会福祉協議会におかれては、下記について御確認の上、貴管下市区町村、市区町村社会福祉協議会等に対する周知をよろしくお取り計らい願います。また、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（以下「JVOD」という。）正会員団体及び技術系専門委員会におかれては、関連団体等への周知をよろしくお取り計らい願います。

記

1 平時の連携

（1）連絡担当者の共有

市区町村の廃棄物部局及び社会福祉協議会は、平時及び発災時において、災害廃棄物処理制度や分別・排出方法等に係る情報共有を行うため、市区町村の廃棄物部局と社会福祉協議会との連絡窓口となる担当者（以下「連絡担当者」という。）を定め、市区町村の廃棄物部局の担当者から、社会福祉協議会の担当者に対し、平時から連絡先情報の確認・更新を行う。

(2) 災害廃棄物の分別・排出方法の検討・周知

市区町村の廃棄物部局は、発災時に住民やボランティアが混乱をすることのないよう、平時から災害廃棄物の分別・排出方法について検討し、社会福祉協議会の連絡担当者に情報共有するとともに、広報誌やホームページへの掲載等を通じて地域住民やNPO・ボランティア団体への周知を図る（別添1参照）。

社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体におかれては、宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る関係省庁の支援制度の把握に努める（別添2参照）。

2 発災時の連携

(1) 連絡体制の構築

被災市区町村の廃棄物部局及び社会福祉協議会は、平時に共有した連絡先情報に基づき、必要な情報を共有する。併せて、被災地で活動しているNPO・ボランティア団体が被災者支援の情報を共有するための情報共有会議が開催されているときは、その会議に出席するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像の把握に努め、NPO・ボランティア団体との連絡体制の構築を図る。

環境省は、JVOADを通じて、各被災市区町村において主となって対応しているNPO・ボランティア団体の連絡先情報を確認し、都道府県を通じて市区町村の廃棄物部局の連絡担当者に共有し、被災市区町村、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の連携体制の構築を支援する。

(2) 災害廃棄物の撤去等に係る広報・周知

被災市区町村の廃棄物部局は、災害廃棄物の分別・排出方法について、発災後速やかに住民・ボランティア向けの広報チラシ等を作成し、社会福祉協議会の連絡担当者に共有するとともに、メディア、自治会、ボランティアセンター等を通じた広報・周知を行う。また、災害廃棄物の撤去等について決定した方針や住民に対する周知内容（仮置場の開設や公費解体の受付開始等）については、社会福祉協議会の連絡担当者に速やかに共有（可能な場合には、上記情報共有会議等において共有）し、ボランティアへの周知協力を依頼する。なお、災害の状況に応じて、片付けごみなどの収集運搬計画を、ボランティアの活動計画を踏まえて調整することについても、可能な範囲で検討を行う。

環境省は、災害廃棄物に係る事務連絡等を発出した際には、全国社会福祉協議会及びJVOADにも共有するとともに、被災都道府県・市区町村の社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体への周知を図る。

<連絡先>

- ・内閣府政策統括官（防災担当）付
（防災ボランティア活動の連携・協働に関すること）
諸留、穴井、向井所 TEL：03-3502-6984
- ・環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
（災害廃棄物の処理に関すること）
福永、鈴木 TEL：03-5521-8358
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会
（災害ボランティアセンター・社会福祉協議会に関すること）
小川、千葉 TEL：03-3581-4656
- ・特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
（NPO・ボランティア団体等の支援に関すること）
明城、成田 TEL：080-5961-9213

- 災害廃棄物の分別・排出方法を記載

6月 June

土曜日

正しく分別して収集当日の
朝8時30分までに出しましょう

Separate your garbage properly and take out
the garbage until 8:30 on the collecting day.

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
27	6月	28	29	30	1	2
収集		収集なし	収集なし	収集なし	収集	収集

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
3	7月	4	5	6	7	8
収集		収集	収集	収集	収集	収集

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
10	7月	11	12	13	14	15
収集		収集	収集	収集	収集	収集

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
17	7月	18	19	20	21	22
収集		収集	収集	収集	収集	収集

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
24	7月	25	26	27	28	29
収集		収集	収集	収集	収集	収集

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
31	7月	1	2	3	4	5
収集		収集	収集	収集	収集	収集

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
7	8月	8	9	10	11	12
収集		収集	収集	収集	収集	収集

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
14	8月	15	16	17	18	19
収集		収集	収集	収集	収集	収集

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
21	8月	22	23	24	25	26
収集		収集	収集	収集	収集	収集

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
28	8月	29	30	31	1	2
収集		収集	収集	収集	収集	収集

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
4	9月	5	6	7	8	9
収集		収集	収集	収集	収集	収集

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
11	9月	12	13	14	15	16
収集		収集	収集	収集	収集	収集

台風等の暴風雨時には
ゴミの排出は控えましょう。

日 Day	月 Month	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
18	9月	19	20	21	22	23
収集		収集	収集	収集	収集	収集

10月 October
2014

正しく分別して収集当日の

朝8時30分までに出しましょう

Separate your garbage properly and take out the garbage until 8:30 on the collecting day.

日(Sun)	月(Mon)	火(Tue)	水(Wed)	木(Thu)	金(Fri)	土(Sat)
30	1 ペットボトル、びん、 紙容器、紙類、資源物 PET Bottles, Bottles, Light Bulbs, Bins, Paper, Cardboard, Dry Batteries	2 資源物 Resource	3 収集なし	4 プラスチック資源物 Plastic Waste	5 資源物 Resource	6 資源物 Resource
14	15 資源物 Resource	16 資源物 Resource	17 収集なし	18 プラスチック資源物 Plastic Waste	19 資源物 Resource	20 資源物 Resource
21	22 ペットボトル、びん、 紙容器、紙類、資源物 PET Bottles, Bottles, Light Bulbs, Bins, Paper, Cardboard, Dry Batteries	23 資源物 Resource	24 紙がー、紙パック、 紙容器、紙類、資源物 Paper, Cardboard, Paper, Cardboard, Paper, Cardboard, Dry Batteries	25 プラスチック資源物 Plastic Waste	26 資源物 Resource	27 資源物 Resource
28	29	30	31	収集なし	台風等の豪雨時には、ゴミの排出は控えましょう。	

災害時のごみの分別

燃えるゴミ、大型の家電等の可燃資源物、量、
不燃物(がれき)、ガラス、金属資源物、燃焼リサイ
クル物4品目(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯
機)、冷暖房機、洗濯機(自販機)、アルミ製容器等)、
缶、金属資源物(タイヤ等)、灯油・重油類(灯油、ボ
ンベ等)に大別して、指定場に出してください。

ゴミの分別について

ごみは必ずスエバチ等の害
虫の発生を防ぐため、燃
焼可能なものは、燃焼を
促すように分別して出し
て下さい。(燃焼のごみは
燃焼可能なものと一緒に
出すことは、日本環境
省の指導に従ってください。
燃焼可能なものと一緒に
出すことは、燃焼可能な
ものと一緒に出すことが
必要です。)

野外燃焼(野焼き)は 厳禁されています。

「燃焼による臭いや煙、
灰の飛散が周辺に被害を
与える恐れがあるため、
燃焼は厳禁されています。
燃焼は、燃焼可能なもの
と一緒に出すことが必要
です。」

一日一冊

じゃま、燃焼のゴミでも捨てる!

サンパター一冊中!

燃焼可能なものと一緒に出すことが必要です。

発災時の宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る 国から被災自治体への支援制度

別添2-1

	障害物の除去 (災害救助法) ＜別添2-2参照＞	災害等廃棄物処理事業 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助) ＜別添2-3参照＞	堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助) 【対象は土砂のみ】 ＜別添2-4参照＞
宅地からの 除去	△ (日常生活上欠くことのできない場所のみ)	△ (市区町村※が行う場合)	△ (土砂の放置が公益上 重大な支障となる場合)
集積場への 運搬	○	○	△ (土砂の放置が公益上 重大な支障となる場合)
処分場への 運搬	○	○	○
実施主体	都道府県又は 救助実施市 (事務委任を受けた 場合は市区町村)	市区町村	市区町村
所管省庁	内閣府防災	環境省	国交省

※市区町村が事業を行う前に、所有者等が事業者者に依頼し、宅地からの撤去を行った場合の手続きについては、環境省にお問い合わせ願います。

障害物の除去

別添2-2

一 般 基 準		備 考
対 象 者	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり <u>135,400円以内</u>	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日以内</u>	
対 象 経 費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

災害廃棄物処理事業の概要について

別添2-3

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金		
対象事業	 災害等の発生 【ごみ処理】 がれき等の災害廃棄物が大量に発生 ○災害廃棄物の発生 ○漂着ごみ被害の発生 海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着 【し尿処理】 ○家庭便槽への汚水流入 ○避難所・仮設トイレのし尿 災害等廃棄物の収集 仮置場 分別処理 【燃焼】 【処分】 可燃物処理 (焼却施設等) 不燃物処理 (焼却処分場等) リサイクル (リサイクル工場等) し尿処理 (し尿処理場等) 収集・運搬 処分 ※家庭便槽への汚水流入による場合は、維持分として便槽容量の1/2を補助対象から除外。	補助対象範囲	
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）		
要件	〔 政令指定都市：事業費80万円以上、その他の市町村：事業費40万円以上		
補助率	地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの等		
地方財措置	1 / 2		
根拠条文	＜通常災害時＞ ＜地方負担の80%について特別交付税措置		
参考	＜激甚災害時＞ ＜激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置		
	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。		
	◇災害廃棄物処理事業に関する応援・受援経費 被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（特別交付税省令第3条第1項第1号）。		

【困窮事業】

市町村の市街地※1における(a)～(c)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業（他の法令により処理されるものを除く）【補助率1

【補助率1／2】

- (a) 堆積土砂※²の総量が30,000m³以上
- (b) 一団をなす堆積土砂が2,000m³以上
- (c) 50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m³以上

- ①市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
②市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積
又は直接排除された堆積土砂

※1 都市計画区域内及び同区域外の集落地に家屋が10戸以上（隣接）災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等を

市街地における堆積

